

随意契約理由書

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 工事（業務）名 | 事務用品（文具類・コピー用紙等）インターネット購入（その2） |
| 2 業者名 | 阪神高速サービス(株) |
| 3 随意契約理由 | <p>本業務は、業務上必要となる事務用品（文具類・コピー用紙等）をカタログより選択し、インターネットを通じて購入を行うもの（以下「オフィス通販」という。）である。</p> <p>現在、当社におけるオフィス通販による購入は、既に導入しているオフィス通販大手業者（以下「既存業者」という。）の1社のみであるが、より有利な価格による調達を行うため、同業他社の参入を図るものである。</p> <p>今回導入予定の「たのめる」は、既存業者と同様のオフィス通販大手業者であり、品目によっては安価な品目があることから、既存業者と価格を比較検討して購入することにより弊社にとって有利な価格による調達が可能となる。</p> <p>また、既存業者では扱っていない品目もあることから、購入に際しての選択肢が増えるメリットを享受することができる。</p> <p>「たのめる」の代理店である阪神高速サービス株式会社は、当社のグループ会社として共通の経営目的をもって業務を行っており、当社が必要としている品目の傾向を把握できることから、品目によっては他の代理店よりも高い割引率を適用することが可能である。</p> <p>以上のことから、阪神高速サービス株式会社を代理店として「たのめる」を導入することは、現状より価格面で有利な調達が可能となるうえ、当社のニーズにあったきめ細やかな調達のサービスを受けることが可能となる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により阪神高速サービス株式会社と随意契約することとする。</p> |
| 阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。 | |